

労働者の健康障害を防止するため化学物質の濃度基準値とその適用方法などを決めました



厚生労働省は2023年4月27日に、「労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準」（濃度基準告示）などを決めました。

1. 経緯・背景

2022年5月の法令改正により導入された新たな化学物質管理では、事業者は、厚生労働大臣が定めるものを製造し、または取り扱う屋内作業場において、労働者がこれらの物にばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

濃度基準告示は、厚生労働大臣が定める物質とその濃度基準値を定めています。なお、これらの制定に伴い、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成27年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号）に所要の改正を行っています。

2. 濃度基準告示のポイント

(1) 労働安全衛生規則（安衛則）第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める物として、アクリル酸エチル等、67物質を定め、物の種類に応じて濃度基準値を定める。

(2) 濃度基準値のうち、8時間のばく露における物の平均の濃度（8時間時間加重平均値）は、「8時間濃度基準値」を超えてはならず、また、濃度が最も高くなると思われる15分間のばく露における物の平均の濃度（15分間時間加重平均値）は、「短時間濃度基準値」を超えてはならないこと。

(3) 次の場合における事業者の努力義務を定めること。

- ・15分間時間加重平均値が8時間濃度基準値を超える場合
- ・短時間濃度基準値が天井値（濃度が最も高くなると思われる瞬間の濃度が超えてはならない値）として定められている場合
- ・有害性の種類及び当該有害性が影響を及ぼす臓器が同一であるものを2種類以上含有する混合物を取り扱う場合の濃度基準値の適用

3. 適用日 2024年4月1日

当社では作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2023年4月27日付 厚生労働省報道発表資料](#)

有機分析箇所 織田美里